

輸送の安全にかかわる情報の公表

平成29年3月

日本交通株式会社（三田市）

I. 運輸安全マネジメントに関する公表

当社は平成18年10月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき、輸送の安全に係る情報を公表します。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。

Plan-Do-Check-Actの手法で、安全の確保を一歩ずつ確かなものにして行く企業運営を目指す。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

* タクシー部門

期間：平成27年度（H26.11.21～H27.11.20）

平成28年度（H27.11.21～H28.11.20）

(1) 平成28年度目標とその達成状況

・ 目 標

① 追突事故の削減、発生件数0件を目指す。

追突事故は100%の過失事故であり、人身事故にも結びつくので、今年度の目標に設定した。

② 後退時の自損事故の削減、前年度比走行10万km当たり10%減少。

日本交通グループ三丹地区の法人については、過去3年間の原因別事故と行動類型を分析すると不注意自損が全体の概ね45%を占め、その中で後退時の事故が約半数であることから、重点項目として位置づけた。

・ 達成状況

① について

平成28年度の発生件数は3件であり本年度は目標達成に至らなかった。

② について

平成27年度の走行10万km当たりの後退時の自損事故件数は、0.1896件、平成28年度は0.1605件で15.3%減となり目標を達成した。

(2) 平成29年度目標

① 右左折時を含む側方事故の削減、前年度比10%減少。（走行10万km当たり）

日本交通グループ三丹地区の法人については、原因別事故資料より分析すると「不注意自損」の次に多い事故原因が「側方に関する事故」であることから重点項目として位置づけた。

*バス部門

期間：平成27年度（H26.11.21～H27.11.20）

平成28年度（H27.11.21～H28.11.20）

(1) 平成28年度目標とその達成状況

・目 標

右折・左折時の事故を含めた側方事故の削減、発生件数0件を目指す。

日本交通グループ全体では平成25年度の走行10万km当たり右左折事故件数は21.0%減少したが事故原因を分析すると右左折事故件数を含む側方事故件数は全体の事故件数の概ね10%を占めており、重点項目として位置づけた。

・達成状況

右折・左折時の事故を含めた側方事故件数は0件であり本年度は目標を達成した。

(2) 平成29年度目標

交差点における事故の削減、前年度比10%減少。（走行10万km当たり）

日本交通グループでは前年度の目標「右左折事故を含めた側方事故の削減」が前年度比44.1%減と一定の効果があったことから、事故審議会資料による検討及び全国交通安全運動においても「交差点における交通事故防止」が重点項目となっていることから、重点項目として位置づけた。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(期間：平成27年1月1日から平成28年12月31日まで)

*タクシー部門 0件

*バス部門 0件

4. 安全管理規定

別途、ホームページにアップしています。

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

バス部門は投資計画は年間計画ではなく事案発生時に個別に対応している。

*バス部門：ドライブレコーダーの装着

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制

*情報の連絡体制

事故審議会において伝達する。

*緊急連絡組織図

別添資料

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

*バス部門

- ・ 事故審議会（年2回）、安全衛生委員会（毎月）、班長会議（年4回）

冬季タイヤチェーン講習（年1回）

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

内部監査は平成29年3月21日に実施。監査執行者は事故審議会の委員の中から選任して行われた。この監査により、経営トップからの安全に関する指示については、メールの配信等により各事業所に浸透され、更に労使双方が参加のもとで定期的に行われている事故審議会、安全衛生委員会において事故防止の意見交換が徹底されていることも確認された。

又、事故原因のデータ集積による精査を行い、それを安全マネジメントへ反映させるとともに、日本交通グループで安全マネジメントの検証に引き続き取り組むことにした。

9. 法22条の2第2項第4号に規定する安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者

*バス部門

三田営業所所長

II. 処分の内容・講じた措置の公表

当社は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第2項の規定に基づき、処分の内容・講じた措置を公表します。

*行政処分の公表（乗用・貸切）

なし

以 上

別添資料

日本交通株式会社
緊急連絡組織図

